

第3期宗像市障害福祉計画(案)

市では、この案をもとに、さらに広く市民の意見を計画に反映させるため、市民意見提出手続(パブリック・コメント)を実施します。寄せられた意見は必要に応じ、計画に反映していきます。反映の有無は、市ホームページなどで公表します。

■問い合わせ先

福祉課障害者福祉係 ☎(36) 3135

計画名

第3期宗像市障害福祉計画(案)

内容

障害者自立支援法に基づき、必要な障害福祉サービスや相談支援などが地域で計画的に提供されるように、地域の実情に応じた数値目標やサービスの見込量、確保の方策などを設定する計画。計画期間は平成24年度～同26年度の3年間

意見募集期間

12月20日(火)～平成24年1月19日(木)

閲覧場所

福祉課(市役所北館1階)、市役所情報コーナー、大島行政センター、宗像ユリックス、ゆうゆうプラザ、各地区コミュニティ・センター、メイ

みなさんの意見を反映

パブリック・コメント



▽HP(前述)

▽直接窓口へ持参(月～金曜日の午前8時30分～午後5時)

*祝日、年末年始を除く

●その他

▽計画と関わりのないもの、意見提出で氏名など必要事項の記載がないもの、第三者の正当な権利を侵害する意見など、この手続きを適用しないことや、公表をしないこともあります
▽個別の回答はしません

トム宗像、市☎http://www.city.munakata.lg.jp/

「市」内にお住まいの方」↓「市民意見提出手続パブリック・コメント」

応募資格

市内に在住か通勤、通学する人、事業所などを持つ人、計画案に利害関係のある人

意見の提出方法

提出の様式は自由ですが、①住所②氏名③電話番号④市外の人には勤務先など市との関係や利害関係を明記して、福祉課へ次のいずれかの方法で提出する

▽郵送(〒811-3437/住所不要)

▽FAX(36) 5856

▽Eメールfukusi@city.munakata.fukuoka.jp

市民課窓口から



昨年度は約2万7,000部

自動交付機での証明書発行数

平成22年度の自動交付機による住民票の写しと印鑑登録証明書の発行数は、21年度より約2,000部増え、年間約2万7,000部でした。毎年、自動交付機の利用者は増加しています。

今回は、自動交付機を利用する際の注意点をお知らせします。

●印鑑登録証が必要です

自動交付機を利用するためには、暗証番号を登録した磁気カード式の印鑑登録証(市民カード)が必要です。

磁気カードでないものや、磁気カードであっても暗証番号を登録していない場合は、自動交付機の利用ができません。

また、暗証番号が分からない場合も利用できません。

印鑑登録証の磁気カード式への切り替えや暗証番号の登録は、市民課と大島行政センターで受け付けています。

●税関係証明書の発行は事前に確認を

自動交付機で発行できる税関係証明書は、種類や年度などが限られています。

●自動交付機は市内2カ所に設置

市役所玄関前と、12月1日からは新たにサンリブくりえいと宗像1階・緑のエスカレーター横(地図参照)に設置しています。利用時間は次のとおりです。

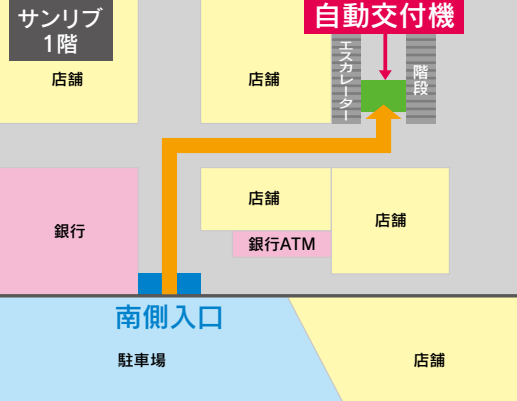
▽市役所玄関前＝8:30～20:00

▽サンリブくりえいと宗像＝開店日の10:00～20:00

なお、いずれも機器点検のため、毎月第3木曜日と年末年始(12月29日～翌年1月3日)は終日利用できません。

■問い合わせ先

▽市民課 ☎(36) 1126 ▽税務課 ☎(36) 7351



安全・安心のまちづくりのために

「空き家等の適正管理に関する条例」

来年1月から施行

市内では現在、適正な管理がされずに放置され、防犯や火災予防、環境などの面で問題がある空き家が増えています。また、このような空き家の問題が地域内で解決できないケースも多く見られます。

市では、これまで管理の不十分な空き家の所有者に対して、適正な管理をするように求める規定がなかったため、住民からの要請などに基づき、問題のある空き家の所有者らへ、文書で管理のお願いをしてきました。

しかし、所有者らから返答がない場合や対応を拒否するような場合で、行政としての対応に限界があり、放置せざるを得ない状況にあります。

来年1月から施行される「宗像市空き家等の適正管理に関する条例」は、市の安全・安心のまちづくり推進の一環として策定された条例です。

条例には、地域内で解決できず管理が不十分で、防犯や火災予防、環境などに問題がある空き家について、所有者らに対して適正な管理を求める助言、指導、勧告、命令を市として実施することを規定。さらに、命令に従わない所有者らの住所や氏名を公表する規定を設けています。

この条例の施行によって、空き家の所有者らに対して、空き家の適正な管理を強く促していくことができます。

■問い合わせ先 生活安全課 ☎(36) 5050

市民らからの情報提供

市による実態調査(現地・登記状況)

助言・指導

勧告

命令

命令に従わない場合、所有者らの住所や氏名、命令内容の公表をする旨を通知し、弁明の機会を与える

公表

ご相談ください資生堂化粧品専門店
ビューティーショップ愛へ

真冬のお肌が、冬クリームで元気になります。

簡単楽ちん! つけるだけ「冬クリーム」2,575円～

12月17日(土)からクリスマスプレゼントセールです!

お買上げにプレゼントを多数ご用意しております

SHISEIDO

ベネフィーク、クレド・ポー・ボテ、シネリック、グランス、イン&アウト、キオラ、ティープログラム、シアデア、シセイドウメン、キリヨウ、美容食品、マキアージュ、エリクシール、ディンジャ化粧品、資生堂パーラー(お菓子)etc.

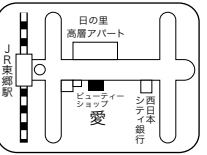
資生堂チェーンストア エステティックサロン

ビューティーショップ愛

TEL・FAX 36-0254

宗像市日の里1-11-3(東郷駅日の里側)

◎定休日/日曜日・祝日(10:00～20:00)



ご相談ください!こんな時...

遺言書は元気な時に作るもの。自筆の遺言や公正証書など、その方に適したアドバイスをしています。その他身近なトラブルを防ぐ書類の作成、各種許可申請、起業のご相談もどうぞ

お気軽にどうぞ

書面があれば、安心できます。



福地幸子行政書士事務所

TEL 0940-34-8084

http://e-soudan.biz/ 宗像市光岡85-1 旭ビル2F

